

平成 29 年 9 月 14 日（木）、中央合同庁舎 7 号館東館（文部科学省）2 特別会議室

□ 文化審議会文化財分科会企画調査会（第 8 回）

■ 地方自治体からみた文化財の保存と活用の実効性の担保と推進体制に求められるもの

萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課 課長 大槻 洋二

I 萩市の文化財保護行政のこれまで

A. 戦前から続く文化財保護と歴史観光

- 大正 11 年 松下村塾の国の史跡指定をはじめ明治維新関連文化財の指定・顕彰／昭和 10 年「萩史蹟産業大博覧会」開催
- 昭和 26 年萩城跡の国の史跡指定、昭和 41 年 毛利家の菩提寺 東光寺・昭和 49 年 菊屋家住宅の重要文化財指定をはじめ萩藩城下町関連文化財の指定／昭和 40 年「史都萩を愛する会」設立

B. 新しい文化財への価値観が発見した萩の町並み保存

- 昭和 45 年から始まった国鉄ディスカバー・ジャパン、女性誌「anan」・「no-ono」など→萩・津和野、土塀と夏みかん 外部からの萩の文化財・町並みの発見と評価
- 観光開発により消費される文化財→昭和 47 年 萩市歴史的景観保存条例を制定、市内 7 地区を歴史的景観保存地区に指定（参考：昭和 42 年……）→昭和 50 年 文化財保護法改正により伝統的建造物群保存地区制度創設、萩市堀内・平安古の 2 地区が最初の 7 地区の一部として国が選定

C. 萩まちじゅう博物館構想と歴史まちづくりへ

- 萩三角州（旧城下町）の文化遺産調査→全域に相当数の町家、土塀・石塀、水路、樹木等の分布＋江戸時代の通りの大半がそのまま残存していることを再発見＝萩はまちじゅうが博物館
- 萩まちじゅう博物館構想（平成 15 年策定）の実用化 平成 16 年 萩博物館移転オープン（萩城開府 400 年）＝萩まちじゅう博物館オープン＋ 萩まちじゅう博物館条例制定＋NPO 萩まちじゅう博物館設立、
- 平成 19 年 景観法の制定を受けて萩市都市景観条例を萩市景観条例に、中国地方最初の景観行政団体に／平成 21 年 歴史まちづくり法の制定を受けて萩市歴史的風致維持向上計画が全国最初の 5 市のひとつとして国の認定を受ける
- 平成 27 年 「明治日本の産業革命遺産」がユネスコ世界文化遺産に登録、8 県 11 市 23 資産のシリアル・ミネーションのうち萩反射炉など萩市は 5 つの構成資産

II 萩市の文化財保護に係る体制のこれまで

A. 教育委員会から町並み保存（伝建地区）部門が都市計画課（市長部局）へ

- ～教育委員会社会教育課文化財係→平成 12 年度 建設部都市計画課まちなみ対策室を設置（都市計画課の景観業務と伝建地区業務を補助執行）
- 平成 14 年度 「専門職」の役職を創設（主任専門職＝係長級）、文化財保護課 1 名、都市計画課 1 名任命

B. 文化財保護課が市長部局へ

- 平成 15 年度 文化財保護課が教育委員会から市長部局へ移管、文化財保護業務を市長部局で補助執行／都市計画課から独立してまちなみ対策課を設置(景観係・まちなみ保存係)
- 文化財保護業務の補助執行(教育委員会固有事務(文化財審議会委員委嘱、文化財指定等の告示、現状変更・毀損届・補助金交付申請等文書の発刊など)を市長部局で補助執行、予算編成や政策的な決裁など市固有の事務は、市長部局で完結)

C. 歴史まちづくり部、そしてまちじゅう博物館推進部-

- 平成 20 年度 歴史まちづくり部を創設(都市計画課(計画係・景観指導係・花と緑の推進係)、文化財保護課(文化財保護係・埋蔵文化財係・まちなみ保存係)、まちじゅう博物館推進課、世界遺産登録推進課)
- 平成 28 年度 まちじゅう博物館推進部に改組(都市計画課、文化財保護課(世界文化遺産室)、まちじゅう博物館推進課、萩博物館)

III 萩市の文化財保護に関連する施策の運用 成果と課題

A. 文化財の「保護」から「萩まちじゅう博物館・歴史まちづくり」へ

- 関係法令 文化財保護法+都市計画法、景観法、歴史まちづくり法・・・／関係省庁 文化庁+国土交通省都市局(歴史まちづくり、景観)・住宅局(定住、空き家、地域住宅)、内閣官房(古民家再生、世界遺産)・・・
- 文化遺産×地域まちづくり 浜崎伝建おたから博物館、地域のおたからの拾い出し(萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業)／文化遺産×観光 着物ウォーク in 萩、萩オープンガーデン、古地図を片手にまちを歩こう(JR 西日本 幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーン(山口DC))
- 文化遺産を活用したまちづくりのモデルとして「萩まちじゅう博物館」の仕組みを海外へ移植 JICA 事業「ヨルダン・ハシェミット王国サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト」2012～2016 年度、7 次に亘って市専門職員を派遣

B. 広がる文化遺産と縮小する地域社会

- 平成 17 年 1 市 2 町 4 村と対等合併→約 700 km²の広大な市域に／指定文化財220件(国指定53件を含む)、4 つの伝統的建造物群保存地区+世界遺産の管理保全／定員適正化計画に基づき、当初(平成 17 年度)の職員数1038名→現在856名(消防等も含む)
- 萩市高齢化率40.9%→所有者の高齢化、地域コミュニティの弱体化／市内の空き家2098件(H28.3 時点)→歴史的建造物の解体、相次ぐ寄付申込みと保存の要望

C. 文化遺産を活かした地域振興・産業振興に向けて(萩の文化遺産≡萩の社会資本)

- 少数の文化財(公的な手厚い保護の対象)⇒多様な文化遺産(地域の社会基盤へ)
- × 所有者・住まい手が管理→解体・寄付／コミュニティで活用→放棄・公的関与

＝萩まちじゅう博物館のセカンドステージ 再発見・共有 ⇒+活用・創造による相乗効果のサイクル構築(観

光振興・産業振興の社会基盤として文化遺産)
文化財の公有・公的管理 ⇒+文化遺産の官民共有

IV 地方自治体からみた「総合的な視野に立った地域の文化財の見直し」及び個々の文化財の計画的な保存活用と担い手の拡充に係る計画の実効性の担保に求められるもの

「基本計画の定期的な評価・見直し」について

基本計画と個別の保存活用計画等との関係、役割分担を明確に

- **基本計画** ⇒ 地域のトータルかつ中長期に亘る文化遺産のマスタープラン／地域全体の文化遺産のブランド化(ストーリー化)／自治体内の他の施策・制度との連結器
- **個別の保存活用計画等** ⇒ 個別文化財の本質的価値等／保存・活用の方針／保存・活用の内容

計画において、永続的に守るものと定期的に評価・見直すもの取扱いに工夫を

例： 伝建保存計画

- **永続的に守るもの**(1.保存計画の基本事項(基調・名称・面積・区域)、2.保存地区の保存に関する基本計画(保存地区の概要、保存の方針とその内容、3.保存地区における伝統的建造及び環境物件の特定、4.保存地区における伝統的建造物等の保存整備計画)⇒個別文化財の聖典＝短期的な評価・見直しになじまない
- **定期的に評価・見直すもの**(5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画、6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等)⇒基本計画と連動した事後評価と計画更新が本来は必要

「計画策定の手続」について

目的と役割が異なる審議会と協議会、一方で保存と活用の両輪として

- **計画の質を担保する審議会**(専門家・関係機関・団体の責任者等で構成／文化財の指定・登録+計画の承認・答申等 中立性と継続性)＝法的・制度的な計画の担保
- **計画を推進する(法定)協議会**(行政、所有者代表、住民代表、NPO、事業者などで構成／事業、連携+情報交換・共有⇒年次計画と報告 スピードとネットワーク)⇒事業・各種支援を通じた計画の推進
※シビリアン・コントロールの点から言えば審議会が上位／庁内連携の体制が必要

案： 計画を推進する市長部局が協議会を所管+計画の質を担保する教育委員会が審議会を所管+これらを繋ぐ庁内連携会議

:教育委員会により審議会と協議会を所管+市長部局の関係課が協議会のメンバー

:市長部局が協議会を所管+教育委員会の所管する審議会を補助執行・・・

※ 審議会は、教育委員会固有事務として中立性・継続性を担保する

「(市町村により) 総合的に把握された文化財の価値づけ」について

「国が文化財としての価値にかんがみ特に保存活用の必要があるものを登録」・・・**地方自治体にとっては登録からもれたものの取扱いとケアが課題** →保護に基づく修理・復旧とは異なる間接的な保護の方策 マップ・リスト(顕在化)・記録(蓄積)・提案(選択肢の提示)

案： 広くマップ化・リスト化のみを行い、解体や廃棄される際に調査・記録又は買取・寄付、活用提案等を行う(埋蔵文化財の概念の地上版・無形版) <参考>西山徳明「文化資源からはじまる歴史文化まちづくり」(『季刊 まちづくり 35 文化資源マネジメントと地域づくり』、2012年)

V 地方自治体における文化財の総合的な保存と活用の推進体制に求められるもの

「基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制」について

文化財保護に関する事務を教育委員会と首長部局の選択制とすることについて

- ①文化財の質に関わるもの「専門的・技術的判断の確保」→文化財の調査・指定、文化財の修理・復旧
- ②文化財の永続性に関わるもの「政治的中立性、継続性・安定性の確保」→審議会設置・運営、審議員選任・委嘱、告示行為、基本計画の運用
- ③文化財と関連する事項との連携や調整に関わるもの「開発行為との均衡」、「学校教育や社会教育との連携」→協議会設置・運営、まちづくり・地域振興との連携

上記のうち、①②について、どのようにして地方自治体において文化財の質や永続性を担保するか

案：責任と権限の所在 決裁権者(市長、教育委員会)とは別に、専門的事項を継続的に審査・判断する機関(審議会、法定協議会など、又は専門審査会など専門機関の設置)に権限を付与／

チェック機能 基本計画に定めた事項について、国等への事後報告又は年次報告などによるチェック

「基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制」について

個別単体の文化財の「保護」=法体系に基づく管理 ⇒ 多様かつ総合的な文化遺産の把握と保存・活用=

専門性+総合性+民間ネットワークの体制の制度化を

案： 専門職員+文化遺産主事+文化遺産マネージャー・団体のネットワーク

- ①文化遺産を専門的・継続的に扱える専門職員の確保 →地方公共団体の方針・体制により専任／兼務／委託(専門職、学芸員・技術職の兼務、嘱託専門員、外部へ委託(HM など)

+

- ②文化遺産を総合的・横断的に扱える事務職員の養成 資格化／組織化 →研修等による資格化・必置とする制度化⇒文化財主事(案)

※ 伝建・文化的景観は、毎年継続的に事業や制度運用が発生し、広域かつ多数の所有者等に対応することから習得する知識や技能が文化財主事とは異なる ⇒ 伝建主事(案)・文化的景観主事が必要

+

- ③文化遺産の管理と活用に携わる市民・民間団体の体系化 →地域の多様かつ大量の文化遺産のマネージャーを認定／委嘱(文化財保護指導員の機能の強化(監視のみでなく・・・→推進員)、保存会等の認定・ネットワーク化、民間事業者等の認定・ネットワーク化)→推進団体⇒一歩踏み込んだ管理や活用の権限と責任の付与と支援

文化庁文化財審議会第8回企画調査会

地方自治体からみた文化財の
保存と活用の実効性の担保と
推進体制に求められるもの
(中間まとめ(案)について)

萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課
課長 大槻 洋二

I 萩市の文化財行政のこれまで



戦前から続く文化財保護と歴史観光

戦前

- **幕末維新の偉人の顕彰と遺構の保存**⇒ 国指定史跡松下村塾、吉田松陰幽囚の旧宅(大正10年)
- **萩藩の遺構の保存**⇒ 国指定史跡萩反射炉(大正13年)、国指定史跡萩藩御船倉(昭和11年)
- **史跡の保存と顕彰、産業活性化**⇒ 萩史蹟産業大博覧会(昭和10年)

-
- **萩城下町の遺構の保存**⇒ 国指定史跡 萩城跡(昭和26年)・萩城下町(昭和42年)

戦後

- **史都・萩という市民意識の醸成**⇒ 史都 萩を愛する会設立(昭和40年)
- **萩城下町の住宅の保存**⇒ 国指定重要文化財菊屋家住宅・熊谷家住宅・口羽家住宅(昭和49年)



市内に点在する
戦前に有志に
よって設置された
幕末の志士等の石碑



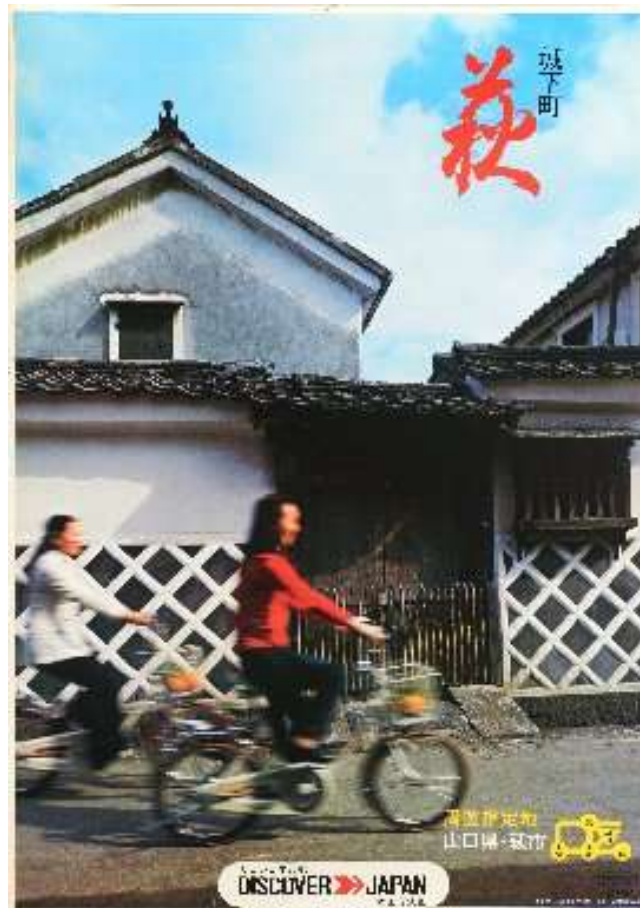
国指定史跡 萩城城下町
(昭和26年指定)

国指定史跡
松下村塾
(大正11年
指定)



新しい文化財への価値観が発見した 萩の町並み保存

- 国鉄ディスカバージャパン、女性誌“anan”、“non-no” ⇒ 萩・津和野、土塀と夏みかん



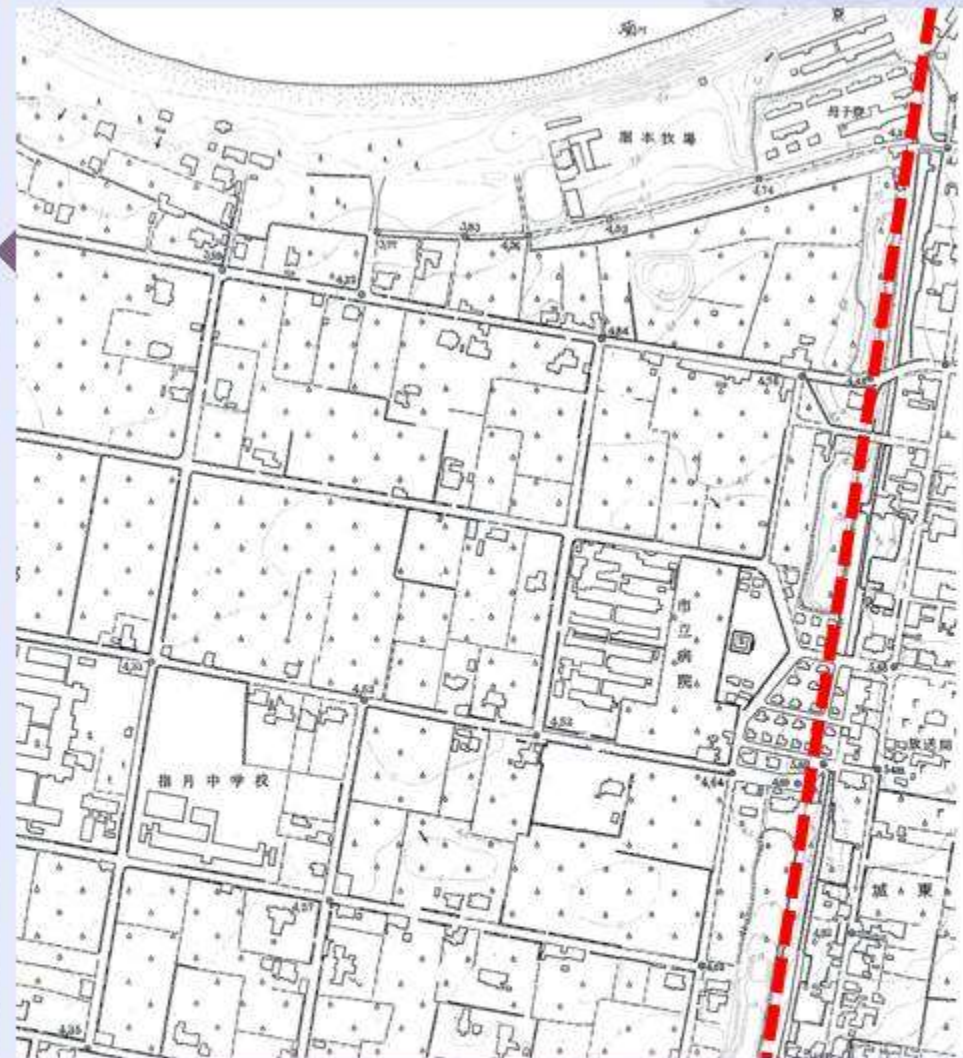
国鉄
ディスカバー・
ジャパンの
ポスター
(萩博物館所蔵)

◆ 1975/9 通巻NO.99
『秋風と出会う小さな
旅～山陰の城下町：
萩・津和野～』





絵図に描かれた上屋敷
(幕末期)



都市計画図に描かれた
夏みかん畑と土堀
(昭和中期)

全国の地方都市から同時多発的にはじまった町並み保存

- 昭和42年 倉敷市伝統美観保存条例
- 昭和43年 金沢市伝統環境保存条例
- 昭和47年 高山市市街地景観保存条例
- 昭和47年 萩市歴史的景観保存条例
- 昭和50年 文化財保護法改正により伝統的建造物群保存地区制度創設
- 昭和51年 萩市堀内・平安古が国の重要伝統的建造物群保存地区として選定される(角館町角館、白川村萩町、南木曾町妻籠宿、京都市祇園新橋・産寧坂)

萩市の歴史的景観保存地区（重点景観計画区域）



萩市の伝統的建造物群保存地区



堀内



佐々並市

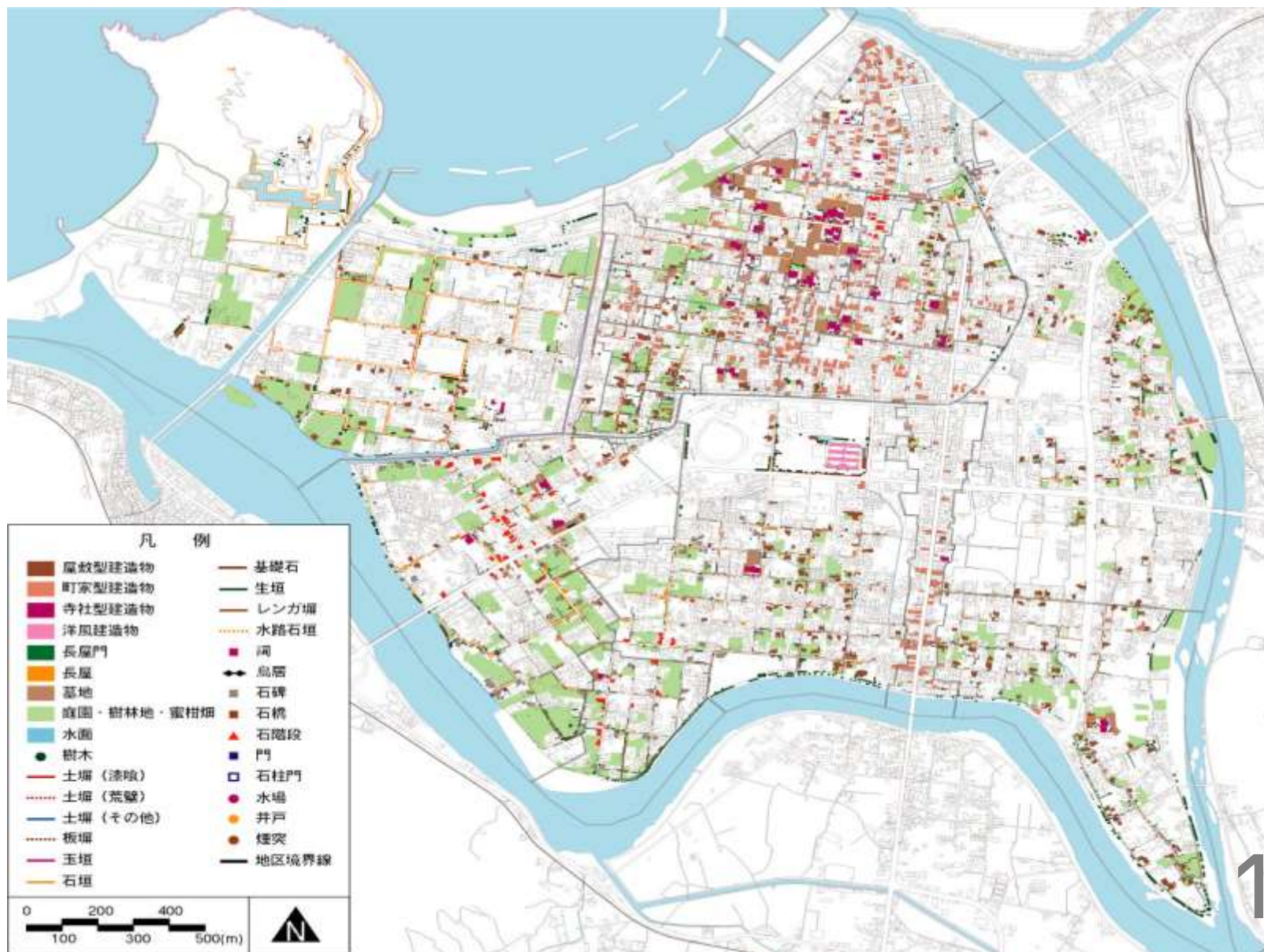


浜崎



平安古

萩まちじゅう博物館構想と歴史まちづくりへ



H.15.10 萩まちじゅう博物館**構想策定**



H.16.04 萩まちじゅう博物館**条例施行**



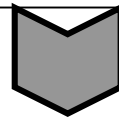
H.16.09 **NPO**萩まちじゅう博物館の**認証**



H.16.11 萩博物館**開館**

=

萩まちじゅう博物館の**開館**



H.17.03 萩まちじゅう博物館
基本計画・行動計画策定

◆萩市の歴史まちづくりのこれまで

- ◆平成16年 萩まちじゅう博物館条例を制定
- ◆平成17年 景観行政団体へ移行
⇒中国地方最初の景観行政団体
- ◆平成19年 萩市景観条例を制定、萩市景観計画策定
⇒昭和47年萩市歴史的景観保存条例→平成2年萩市都市計画条例
- ◆平成20年 屋外広告物に関する条例制定
- ◆平成21年 萩市歴史風致維持向上計画を国が認定
⇒金沢市、高山市、亀山市、彦根市ともに全国初の認定
- ◆平成23年 佐々並市地区(宿場町)を重伝建地区に選定
⇒京都市、金沢市と並び全国最多の伝建地区を有する
- ◆平成24年 萩市花と緑のまちづくり条例施行
- ◆平成27年 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
⇒世界文化遺産登録決定

Ⅱ 萩市の文化財保護に係る体制のこれまで



◆ 萩市 まちじゅう博物館推進部 ができるまで

H12

総務部

企画課

建設部

土木課 建築課 都市計画課
 用地課
 (計画係)
 (まちなみ対策係)

教育委員会

文化財保護課

萩博物館

H15

建設部

土木課 用地課

都市計画課
 (計画係)
 (公園係)

まちなみ対策課
 (景観係)
 (屋外広告物係)

文化財保護課
 (文化財保護係)
 (埋蔵文化財係)

H20

歴史まちづくり部

世界遺産
 登録推進課

まちじゅう博物館
 推進課

都市計画課
 (計画係)
 (景観指導係)
 (花と緑の推進室)

文化財保護課
 (文化財保護係)
 (まちなみ保存係)

H28

まちじゅう博物館推進部

まちじゅう博物館
 推進課

都市計画課
 (計画係)
 (景観指導係)
 (花と緑の推進室)

文化財保護課
 (世界文化遺産室)
 (文化財保護係)
 (まちなみ保存係)

ジオパーク
 推進課

萩博物館

Ⅲ 萩市の文化財保護に関連する 施策の運用 成果と課題



史跡の保存事業を 都市計画施策へ

萩城外堀復元事業
＋
都市計画道路 今魚店金谷線整備

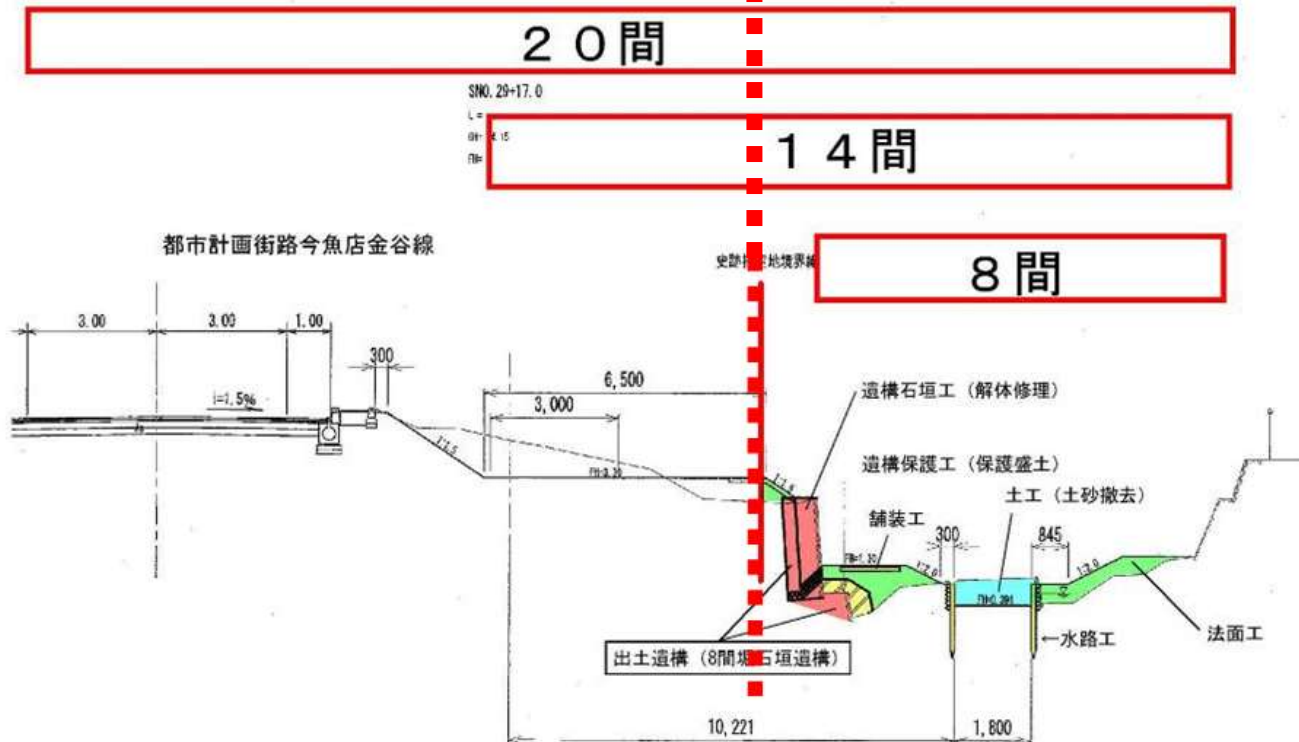


国土
交通省

文化庁



国土
交通省



文化庁

萩まちじゅう博物館のシステム



夏みかんは、萩の歴史と産業に深い関係のある果物です

市民活動

文化遺産を**支える**システム

発見



pixta.jp - 12491013

共有

+



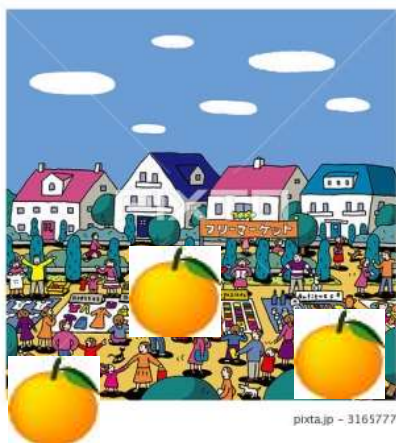
pixta.jp - 530977

観光交流

農業振興

文化遺産を**展開する**システム

活用



pixta.jp - 3165777

創造

+



生涯学習

観光交流



浜崎伝統的建造物群保存地区を舞台に 19

長州萩に来庭、見庭ね!!
HAGI

オープン ガーデン

パスポート 300円

割引料金適用

2016 5月14日(土)→22日(日)



指定文化財建造物庭園・史跡庭園を舞台に

技術



景観



食べ物

地域の文化遺産を再発見し、共有する事業

Mutsumi Village Treasure Map





The Hashimite Kingdom of Jordan Sustainable Community Tourism Development Project In As-Sal





ペトラ遺跡(世界遺産)

アマラ城(世界遺産)



遺跡・名勝観光



死海



人の生活に触れる**町並み観光**へ
古い町並みをいかしたまちづくり活動

サルト・エコミュージアム = **萩まちじゅう博物館**



Salt Ecomuseum



萩まちじゅう博物館

Cultural Resource
Management

文化資源管理

Research

Basic Survey of the Cultural Resources

Tourism
Management

観光管理

Townscape
Management

町並み管理

Community
Management

コミュニティ管理

サルト歴史博物館



萩博物館

観光遺跡省



JTB

サルト市



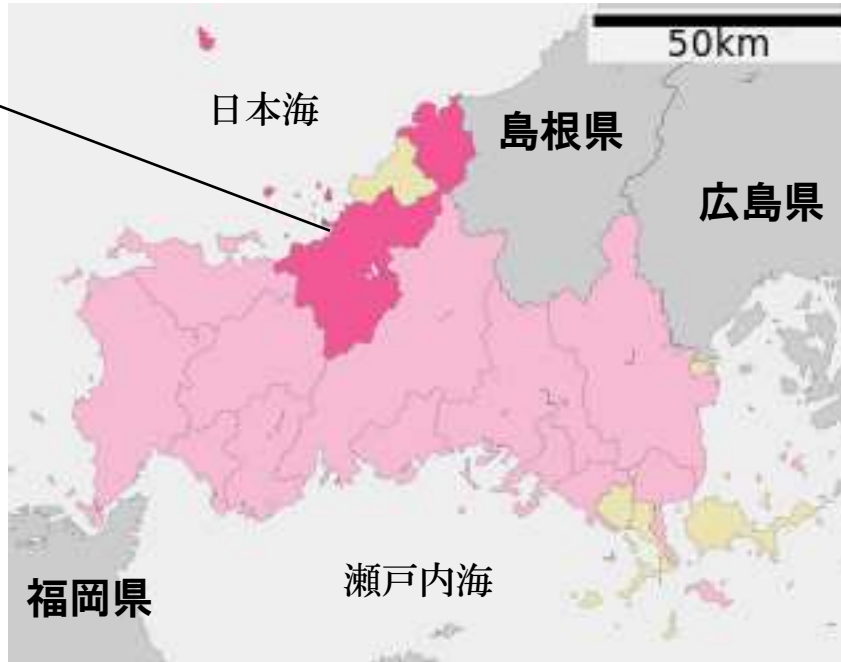
萩市

サルトまちづくり公社



KMC(コンサルタント)

萩まちじゅう博物館の推進



新市でまちじゅう博物館条例を制定し、合併後の新市域全体をまちじゅう博物館のエリアに。



萩市の国指定文化財一覧

国指定文化財		合計53
	<u>重要有形文化財</u>	16
	<u>重要無形文化財</u>	0
	<u>有形民俗文化財</u>	1
	<u>史跡</u>	14
	<u>名勝</u>	1
	<u>名勝及び天然記念物</u>	1
	<u>天然記念物</u>	7
	<u>記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの</u>	1
	<u>重伝建地区(国選定)</u>	4
	<u>登録有形文化財</u>	8



重要文化財 大照院



史跡 木戸孝允旧宅



史跡 松下村塾

指定文化財(国、県、市) 合計220

萩市の県・市指定文化財一覽

県指定文化財		合計32
	有形文化財	18
	無形文化財	1
	無形民俗文化財	3
	史跡	4
	天然記念物	6
市指定文化財		合計135
	有形文化財	76
	無形文化財	1
	有形民俗文化財	3
	無形民俗文化財	10
	史跡	20
	天然記念物	17
	歴観地区(市選定)	7
	名勝及び天然記念物	1



建造物 旧福原家萩屋敷門



史跡 旧久保田家住宅



史跡 旧湯川家屋敷

国指定史跡萩反射炉



国指定史跡
恵美須ヶ鼻造船所跡



国指定史跡
大板山たたら製鉄遺跡



2015年7月
世界文化遺産に登録

萩の5資産

国指定史跡萩城跡
国選定堀内地区
伝統的建造物群保存地区
国指定史跡萩城城下町



国指定史跡松下村塾
国指定史跡吉田松陰幽囚の旧宅

明治日本の産業革命遺産

【取組のポイント】

「萩まちじゅう博物館構想」という共通のビジョンを住民自らが策定し共有することで、取組の基盤となる理念・方向性が関係者間で共有され、文化財を保存・活用するまちづくりが地域一体となって進められ、**今後もより一層の推進が求められている。**

【概要】

- 都市化の影響により、江戸時代から続く風景が失われつつあることを背景として、市の呼びかけにより、萩市全部局・商工会・観光協会・地域住民代表等が参加する「萩まちじゅう博物館整備検討委員会」を発足。
- 同委員会において、萩のまち全体を「屋根のない博物館＝まちじゅうを博物館」と捉え、地域の身近な文化遺産(古い建物、石垣、道や樹木等)を調査し、テーマやストーリーでまとめ、市民自らが萩の「おたから」として認定する「萩まちじゅう博物館構想」を策定。
- 構想に基づくまちづくりに市民が参画する母体としてNPO法人萩まちじゅう博物館を設立。拠点施設である萩博物館の運営や石碑の調査、外国語マップの作成等の実際の活動へ参加することで、徐々に構想の理念を市民が共有。
- 認定された「おたから」をデータベースで情報発信するとともに、地域ごとの「おたからマップ」を作成し、街歩きイベント等に活用。また、ワンコイントラスト(100円信託)運動により、未指定文化財であるおたからを市民や観光客からの信託金により修理。これまでに3,000万円を超える信託金が集まり、10件の修復等を実施。

【効果】

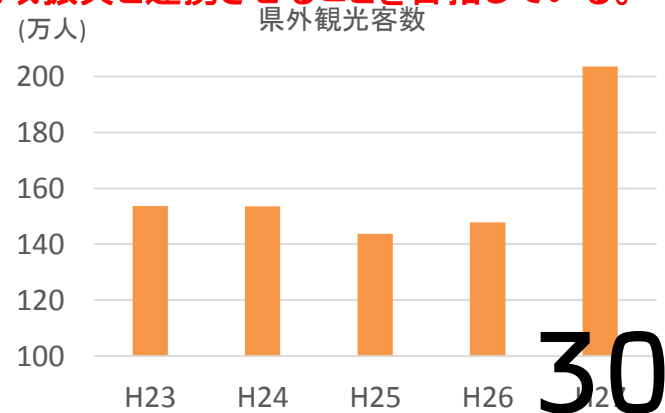
- 域内の文化財を地域固有のビジョンのもと指定・未指定を問わず総合的に把握し、複数の文化財群として発信する面的な活用につながっている。**第2ステージとして、文化遺産群を産業・地域振興と連携させることを目指している。**



おたからマップ
(出典:萩市HP)



萩まちじゅう博物館の拠点施設「萩博物館」
(出典:地域の元気創造プラットフォームHP)



(出典:萩市「平成28年版ふるさと萩のすがた」)

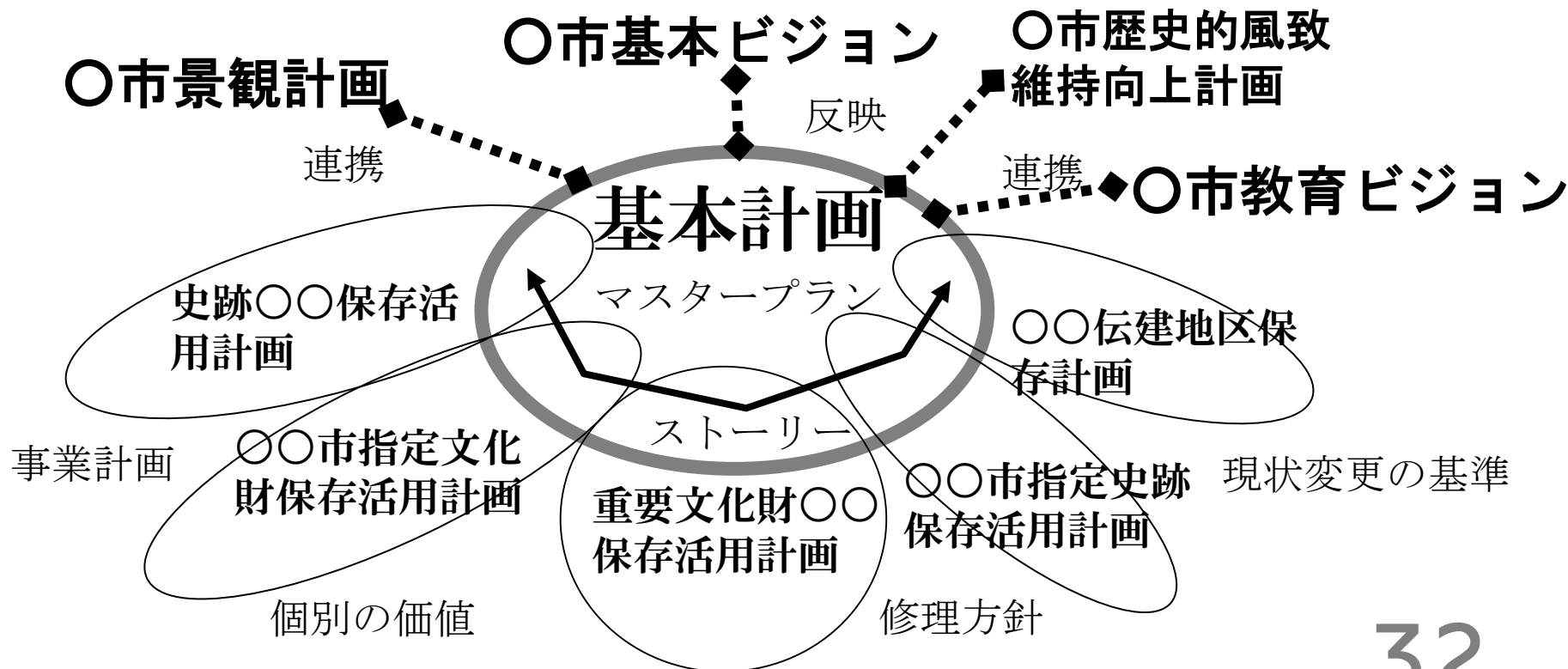
**IV 地方自治体からみた「総合的な
視野に立った地域の文化財の見直し」
及び個々の文化財の計画的な保
存活用と担い手の拡充に係る計画の
実効性の担保に求められるもの**



「基本計画の定期的な評価・見直し」について



基本計画と個別の保存活用計画等との 関係、役割分担を明確に



「基本計画の定期的な評価・見直し」について



計画において、永続的に守るものと定期的に評価・見直すものの取扱いに工夫を

例： 萩市佐々並市伝統的建造物群保存地区保存計画

1. 保存計画の基本事項

- (1) 保存計画の基調
- (2) 保存地区の名称・面積・区域

2. 保存地区の保存に関する基本計画

- (1) 保存の方針
- (2) 保存の内容

3. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存する 特に必要と認められる物件の決定

- (1) 伝統的建造物
- (2) 環境物件

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

- (1) 伝統的建造物の修理
- (2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景
- (3) 環境物件の復旧
- (4) 環境物件以外の環境要素の修景

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

- (1) 管理施設等の整備
- (2) 防災施設等の整備
- (3) 環境の整備

6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

- (1) 固定資産税の優遇措置
- (2) 経費の補助
- (3) 技術的支援等
- (4) 現状変更に係る仕組みの整備・運用
- (5) その他の保存地区の保存に関連する事項

永続的に守るべき
性格が強い事項

定期的に評価・
見直すべき
性格が強い事項

「計画策定の手続」について



目的と役割が異なる審議会と協議会、
一方で保存と活用の両輪として

計画の質を担保する **審議会** 計画を推進する (法定) **協議会**

文化財の指定・登録、現状変更許可
+ 計画の承認・意見具申等 ⇒ 答申
中立性と継続性

事業、連携 + 情報交換・共有 ⇒ 年次計画と
報告
スピードとネットワーク

例:

萩市文化財審議会 (条例による設置)

萩市伝建審議会 (条例による設置)

萩反射炉整備委員会
(規則による任意設置 H28~)

萩市佐々並市伝建地区
保存計画策定委員会 H23~H25)

萩市堀内・平安古伝建地区整備活用協議会
(要綱による任意設置 H28~H31 予定)

「総合的に把握された文化財の位置づけ」について



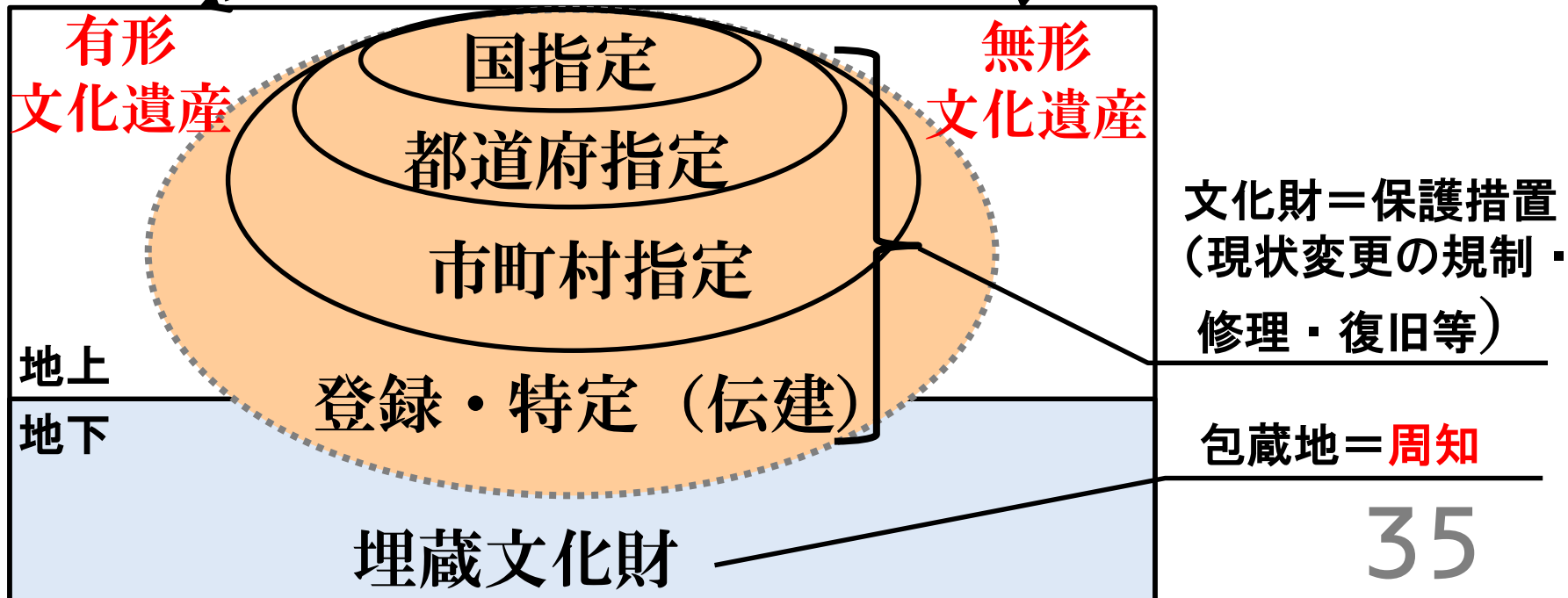
地方自治体にとっては登録からもれたものの
取扱いとケアが課題

マップ化・リスト化＝周知



記録・提案…（保護措置とは異なる間接的な方策）

例：



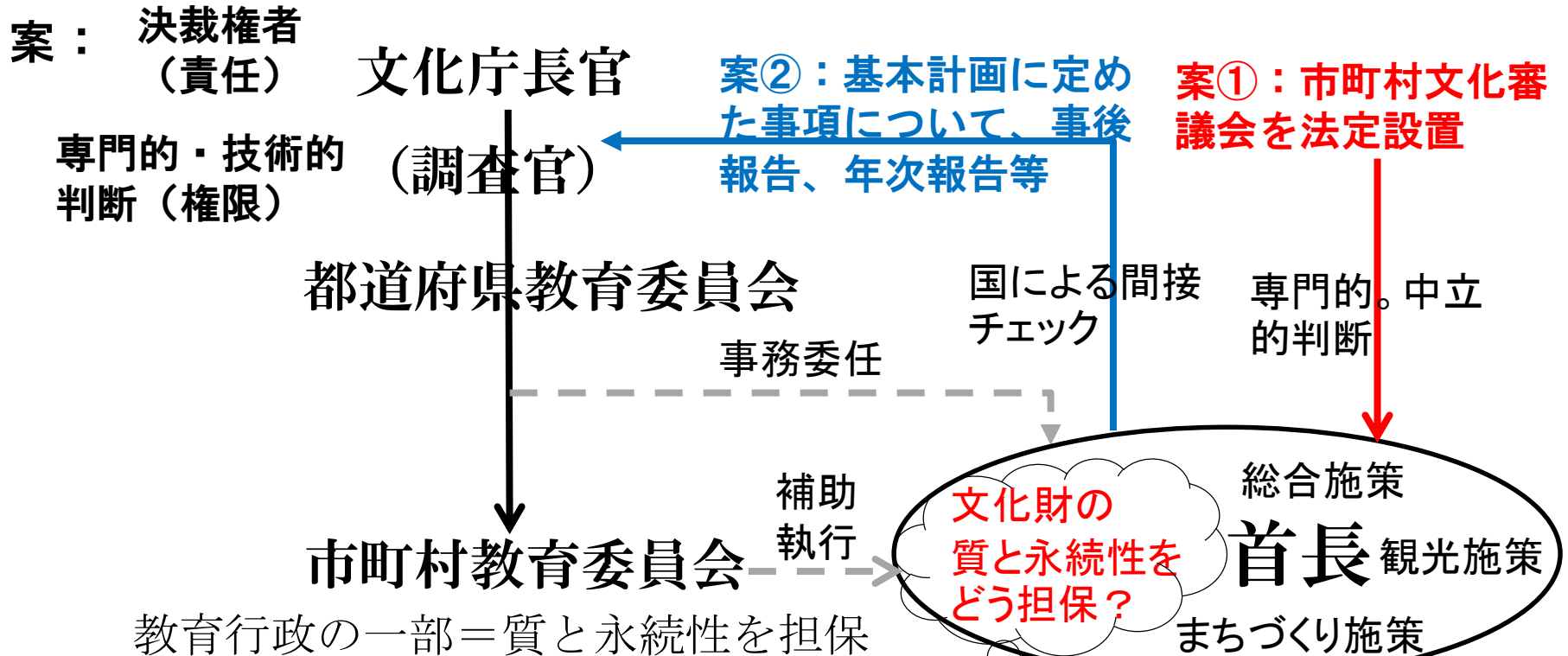
V 地方自治体における文化財の総合的な保存と活用の推進体制に求められるもの



「基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制」について



文化財保護に関する事務を教育委員会と首長部局の選択制とすることについて



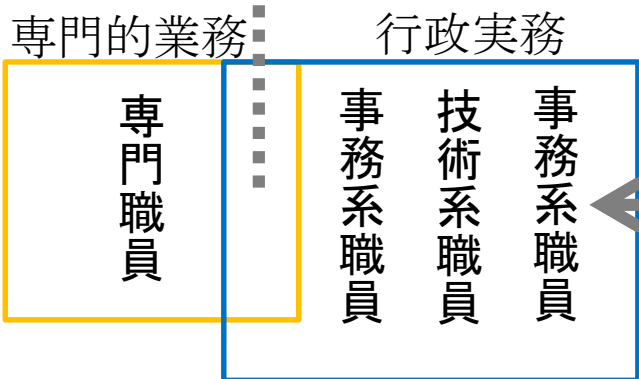
「基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制」について



地方自治体でこの計画を推進できる体制の 制度化を 専門性＋総合性＋民間ネットワーク

案： **これまで**

誰が施策を引っ張るの？



対外的な業務外に対応できない

これから

文化財施策の総合的・横断的にリード

